

【ワクチンに関する事務打合せQ&A】

2021.7.9

広島県医師会 地域医療課

このQ&Aは、広島県・市郡地区医師会・広島県医師会で定期的に実施している、ワクチンに関する事務打合せの中で行われた質疑応答をまとめたものです。

1. 接種の実務について

質問	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（2.0版）に「医療機関等において、ワクチンの接種前に問診、検温及び診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる」とありますが、予診では、聴診や咽頭を診るなど、具体的にどのような診察が必要になるか？
回答	予診は、予診票を用いて必要な情報を聞き取り、不適當に該当しないかを確認するものであり、一律に必要な診療内容などは示されていない。

質問	予診において、咽頭を診るなどを行わずに、聞き取りだけで接種不可と判断してもよいか？
回答	医師の判断に委ねられている。

質問	ワクチン接種方法は三角筋内に筋肉注射することとなっており、日本医師会でのホームページ内で三角筋の肩峰より2～3横指下中央の位置に注射することとされています。但し以前より、その位置では深部に走行する腋窩神経の損傷の恐れがあるといわれています。県医師会が推奨する安全な方式があれば教えていただきたい。
回答	広島県医師会としては、3/5 付けで日本医師会作成のワクチン速報第5号（筋肉注射について）を参考資料として市郡地区医師会宛に送付している。腋窩神経の損傷（「三角筋の肩峰より2～3横指下中央の位置に注射すること。しかし、その位置では深部に走行する腋窩神経の損傷の恐れがある」）などについて、日本医師会としても神経の位置については認識しているが、腋窩神経に影響が出るのは骨に当たるまで深く刺した場合であると考えており、そのため資料中に「神経損傷を避けるため、刺入時に異常の訴えが無い

	ことを確認した後にワクチンを三角筋に注入します」と記述してあるとのことであった。 【参考動画】日本プライマリケア連合学会 (https://www.youtube.com/watch?v=tA96CA6fJv8)
--	--

質問	従前の予防接種では接種前にカルテを作成していた。今回の接種にあたってカルテの作成については、医療機関に任されるのか。必須でないとした場合にも医療機関の判断で作成することは問題ないか？
回答	基本的には診療録は必要であり、作成することが望ましい。ただし、予診の写しを持って診療録に変えることは可能である。

質問	ワクチン接種記録システム（VRS）を使用しないことは認められるか。（使用は義務か。）
回答	VRS は、ワクチン接種の円滑化を図ることなどを目的として整備を進めているため、全自治体を利用することを前提としている。このため、自治体によって運用は異なるが、原則として使用することになる。

質問	優先接種は5回/1Vのシリンジが届くと案内されていたが1回目に届いた「トップ」のシリンジは6回/1V取ることができたため、人数を調整して6回/1Vの接種を行った。2回目も6回/1V取れることを想定して準備をしていたが、2回目に届いた「テルモ・ツ反用」のシリンジでは5回/1Vしか取れず、再度人数を調整して5回/1Vで対応した。 4月12日以降に届くシリンジは6回/1V（「タスク」と「テルモ」の組み合わせ）と聞いているが、今後は同じメーカーのシリンジが届くと考えてよいのか？
回答	基本的には医療従事者用ワクチンの第3弾、高齢者用ワクチンの第5クールから1バイアル6回分接種可能な針・シリンジが届くこととなる。ただし、国は複数メーカーの針・シリンジを確保していると考えられるため、必ずしも同一メーカーの針・シリンジが届くとは限らない。また、国内でも1バイアル6回分接種可能な針・シリンジの製造が進んでいることから、様々なメーカーの針・シリンジが届く可能性があることを認識いただきたい。

質問	予診票の一番上「新型コロナワクチンの接種を初めて受けますか」という質問について、1回目の場合は「はい」にチェックを入れるが、2
----	---

	回目の場合は、「いいえ」にチェックを入れた上で、1回目を受けた日付を記載しなければならないか？
回答	1回目接種からの日数の確認が必要になるため、日付の記載が必要になる。

質問	集団接種会場で副反応が出た際に、そのまま診療録として使用出来るひな形が公表されると聞いていたが、これの進捗はいかがか？
回答	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き3.1版（令和3年6月4日）で示されている様式5-1-1医療費・医療手当申請用（ https://www.mhlw.go.jp/content/000769748.pdf ）がこれにあたる。

質問	医療機関がディープフリーザーを設置するのは納入本数から考えてハードルが高いが、マイナス15度以下が保たれる直冷式（霜取り装置なし）の家庭用冷凍庫を医療機関に設置することで、ワクチンの有効活用が出来ると考える。家庭用の冷凍庫の庫内の温度を確認しながら行えば活用することは可能か。
回答	霜取り機能がないから一律によいというものではなく、必要な温度を担保できるかが重要である。継続的に適切な温度が維持されることを確認できたものを使用していただきたいということ。お示しの方法で継続的に確認ができるのであれば使用してもよいと考える。

質問	高齢者接種時のワクチンロス対策として、ワクチンロスが発生しそうなときに医療従事者に接種することが可能か？
回答	可能である。VRSへの入力求められる場合もあり、念のため市町に問い合わせた上で実施するのがよいと考える。

質問	妊娠早期の被接種者へのワクチン接種について、ワクチン接種後に妊娠が判明した場合、不適切な接種（妊娠12週以下なので）として報告が必要か？
回答	間違い接種には該当しないため報告は不要である。

質問	1回目ワクチン接種後10日目に、新型コロナウイルスに感染・発熱した例がある。その場合、2回目のワクチン接種をどうしたらいいのか教えていただきたい。
回答	国のQ&Aによると、2回目ワクチン接種については、症状が落ち着いた

	のちに医師と接種時期を相談して実施することになる。
--	---------------------------

質問	VRSの登録状況は、市町によって差があるのか？
回答	市町によっては、読み込みを一律で役場が行うなど、タイムラグが発生している場合があるが、迅速に読み取ってもらえる体制は作られているところである。

質問	小児への接種について、日本小児科学会と日本感染症学会とで少し方針が異なっている。県としての考え方を教えていただきたい。
回答	小児への接種について、県としては国から指針が出ればそれに従うことになる。県が独自に推奨する・推奨しないという判断はしていない。

質問	医療従事者枠で接種できなかったスタッフにおいては、住民接種の機会に接種することとなるが、当人の年齢枠の接種時期で接種する認識でよいか。
回答	接種の機会があったにもかかわらず希望しなかった方については、住民接種の際に自身の年齢に応じた時期に接種することとなる。

2. ワクチンについて・ワクチンの取り扱いについて

質問	ファイザー社ワクチンについて ディープフリーザーから取り出した後の取り扱いについて教えていただきたい。
回答	ディープフリーザーから取り出し、室温の場合は30分以内に、冷蔵庫（2～8℃）の場合は、3時間以内に解凍される。室温で解凍する場合は2時間以内に希釈を完了させる必要がある。希釈後は6時間以内に使用する必要がある。

質問	ファイザー社ワクチンについて ワクチンに附属しているラベルシールが大小2種類あるが、これはどこに貼るものなのか確認したい。（大：メーカー名、製品名、製造番号、有効期限+QRコード、小：メーカー名、製品名、製造番号、有効期限）
回答	QRコード付きのラベルについては、接種記録書に貼付いただきたい。このQRコードは、読み込むとファイザーが開設している接種者向けの特設HPにリンクされている。小さいラベルシールについては、予診票の左下の「ワクチン名・ロット番号」の欄に貼付いただきたい。 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（3.0版） P55 図27）

質問	ファイザー社ワクチンについて ワクチンに附属しているラベルシールが不足する場合は、どのようにし
----	--

	たらよいか？
回答	手書きでメーカー名、製品名、ロットを記載することで差し支えない。 ⇒

質問	介護施設での接種は、大勢の利用者がいる施設に、サテライト施設で勤務する医師が出務してワクチン接種を行うと理解している。その場合、ワクチンはどのように動くのか。 ①ディープフリーザーから出したワクチンがサテライト施設の冷蔵庫に輸送される。当日、サテライト施設から、接種医師が介護施設まで持参する。 ②ディープフリーザーから出したワクチンを、介護施設の冷蔵庫に直接輸送する。
回答	ワクチンは基本型施設からサテライト施設にしか移送できないため、①になる。

質問	一旦冷蔵庫に移したワクチンは、振動などの問題から移動が出来ないと考えていたが、希釈したバイアルを接種場所に持って行くことは問題ないのか？高齢者施設で接種する場合は、サテライト型施設で希釈したバイアルを持って高齢者施設に行くのか？6時間以内であれば可能ということなのか？
回答	非常に振動に弱いので、国はバイアルで持って行くということに関して危惧しているのではないかと思います。シリンジに入れてしまえば、空気等が入っておらずシェイクされない状態となるため、持ち運びが可能ということであると考えている。また、ワクチンシリンジの運搬時には、遮光が必要である。

3. 副反応への対応について

質問	診療所の接種施設、あるいは集団接種会場でアナフィラキシー発生時に参照できるフローチャートの作成、配布をお願いしたい。
回答	日本アレルギー学会から「新型コロナウイルスワクチン接種にともなう重度の過敏症(アナフィラキシー等)の管理・診断・治療(令和3年6月14日改訂)」が示されているため、まずはそちらを確認いただきたい。実際の対応、類似の疾患との鑑別など示されている。 (https://www.jsaweb.jp/modules/about/index.php?content_id=81)

質問	アナフィラキシー症例では即時型反応を呈した1-8時間後に二相性反応が生じる可能性があるために、入院での経過観察が推奨されている。今後日曜を想定した集団接種も予定されている。診療所での接種、集団接種会場で生じたアナフィラキシーをも想定した、基幹病院の救急搬送体制、後方支援体制はどのようなになっているか？
回答	日本アレルギー学会「新型コロナウイルスワクチン接種にともなう重度の過敏症(アナフィラキシー等)の管理・診断・治療(令和3年6月14日改訂)」においても、初期対応で症状が安定した後も、二相性反応に備えて入院が望ましいと記載されている。救急対応については、県内の26医療機関に協力いただくことになっている。 (https://www.jsaweb.jp/modules/about/index.php?content_id=81)

質問	副反応に関して、医療機関からの電話相談の対応時間を教えてもらいたい。
回答	ワクチンメーカーが設置しているコールセンター(※)の対応時間は、以下の通りである。アナフィラキシーなどの緊急的な対応が必要なものは救急対応となる。 (※) ・ファイザー社 TEL:0120-146-744(平日・土曜日9:00~20:00) ・モデルナ社 TEL:0120-793-056(土日祝日を除く9:00~17:30)

質問	県の大規模接種の被接種者に向けて広報されているワクチン接種後の体調不良等の問い合わせ先を教えてください。
回答	副反応などの問い合わせ先については、コールセンター(082-513-2847)としている。コールセンターからかかりつけ医もしくは救急対応が出来る医療機関を案内する。

4. ワクチン接種費用の請求について

質問	接種に係る費用請求について、厚生労働省からの令和3年3月31日付け事務連絡において、以下の表が示された。						
	新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用請求の方法について <table><tr><th>実績入力</th><th>請求書（PDF）の出力</th><th>請求書の提出</th></tr><tr><td> <予診票の分別> Step 1 接種券添付の有無で分別 Step 2 同一市内or市外で分別 更に、市外を市区町村で分別 Step 3 予診のみor接種で分別 Step 4 6歳以上or未満で分別 <V-SYSへの入力> Step 1 V-SYSにログイン Step 2 請求総括書の作成をクリック Step 3 請求件数を入力⇒保存 ・請求件数は月末までの実績を入力し、翌月1日～10日までに国保連or市町村に請求ください。 ・いわゆる月遅れ請求の場合は請求件数に含めて入力ください。 ・接種実績の報告件数以上、費用請求の件数は入力できません。接種実績の更新をお忘れなくお願いします。 </td><td> <事前確認> 重要!! 医療機関所在地と同一市町村内の予診票の取扱いを確認。 ①通常の地域：市町村に送る (国保連には市外の方の予診票のみ送付) ②同一市町村内の請求も国保連で受け付ける地域：国保連に送る (市町村からその旨の案内があった場合、国保連に市外の方と市内の方の予診票を送付) <請求総括書の出力> ①の場合は、請求総括書出力（<u>同一市内にお住まいの方を含む</u>）をクリック⇒印刷 ②の場合は、請求総括書出力（<u>同一市内にお住まいの方を含む</u>）をクリック⇒印刷 <市町村別請求書の出力> Step 1 市区町村別請求書出力 (クーポンあり分)をクリック⇒印刷 Step 2 市区町村別請求書出力 (クーポンなし分)をクリック⇒印刷 </td><td> <提出資料のセット> 詳細は「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」第5章請求事務をご確認ください。 ①の場合 Step 1 市町村別請求書と当該市町村の方の予診票をセット (<u>同一市町村内の方の請求書はセットしない</u>) Step 2 一番上に請求総括書をセット ②の場合 Step 1 市町村別請求書と当該市町村の方の予診票をセット (<u>同一市町村内の方の請求書もセットする</u>) Step 2 一番上に請求総括書をセット <請求書の提出> 毎月10日までに国保連に提出 </td></tr></table>	実績入力	請求書（PDF）の出力	請求書の提出	<予診票の分別> Step 1 接種券添付の有無で分別 Step 2 同一市内or市外で分別 更に、市外を市区町村で分別 Step 3 予診のみor接種で分別 Step 4 6歳以上or未満で分別 <V-SYSへの入力> Step 1 V-SYSにログイン Step 2 請求総括書の作成をクリック Step 3 請求件数を入力⇒保存 ・請求件数は月末までの実績を入力し、翌月1日～10日までに国保連or市町村に請求ください。 ・いわゆる月遅れ請求の場合は請求件数に含めて入力ください。 ・接種実績の報告件数以上、費用請求の件数は入力できません。接種実績の更新をお忘れなくお願いします。	<事前確認> 重要!! 医療機関所在地と同一市町村内の予診票の取扱いを確認。 ①通常の地域：市町村に送る (国保連には市外の方の予診票のみ送付) ②同一市町村内の請求も国保連で受け付ける地域：国保連に送る (市町村からその旨の案内があった場合、国保連に市外の方と市内の方の予診票を送付) <請求総括書の出力> ①の場合は、請求総括書出力（<u>同一市内にお住まいの方を含む</u>）をクリック⇒印刷 ②の場合は、請求総括書出力（<u>同一市内にお住まいの方を含む</u>）をクリック⇒印刷 <市町村別請求書の出力> Step 1 市区町村別請求書出力 (クーポンあり分)をクリック⇒印刷 Step 2 市区町村別請求書出力 (クーポンなし分)をクリック⇒印刷	<提出資料のセット> 詳細は「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」第5章請求事務をご確認ください。 ①の場合 Step 1 市町村別請求書と当該市町村の方の予診票をセット (<u>同一市町村内の方の請求書はセットしない</u>) Step 2 一番上に請求総括書をセット ②の場合 Step 1 市町村別請求書と当該市町村の方の予診票をセット (<u>同一市町村内の方の請求書もセットする</u>) Step 2 一番上に請求総括書をセット <請求書の提出> 毎月10日までに国保連に提出
実績入力	請求書（PDF）の出力	請求書の提出					
<予診票の分別> Step 1 接種券添付の有無で分別 Step 2 同一市内or市外で分別 更に、市外を市区町村で分別 Step 3 予診のみor接種で分別 Step 4 6歳以上or未満で分別 <V-SYSへの入力> Step 1 V-SYSにログイン Step 2 請求総括書の作成をクリック Step 3 請求件数を入力⇒保存 ・請求件数は月末までの実績を入力し、翌月1日～10日までに国保連or市町村に請求ください。 ・いわゆる月遅れ請求の場合は請求件数に含めて入力ください。 ・接種実績の報告件数以上、費用請求の件数は入力できません。接種実績の更新をお忘れなくお願いします。	<事前確認> 重要!! 医療機関所在地と同一市町村内の予診票の取扱いを確認。 ①通常の地域：市町村に送る (国保連には市外の方の予診票のみ送付) ②同一市町村内の請求も国保連で受け付ける地域：国保連に送る (市町村からその旨の案内があった場合、国保連に市外の方と市内の方の予診票を送付) <請求総括書の出力> ①の場合は、請求総括書出力（<u>同一市内にお住まいの方を含む</u>）をクリック⇒印刷 ②の場合は、請求総括書出力（<u>同一市内にお住まいの方を含む</u>）をクリック⇒印刷 <市町村別請求書の出力> Step 1 市区町村別請求書出力 (クーポンあり分)をクリック⇒印刷 Step 2 市区町村別請求書出力 (クーポンなし分)をクリック⇒印刷	<提出資料のセット> 詳細は「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」第5章請求事務をご確認ください。 ①の場合 Step 1 市町村別請求書と当該市町村の方の予診票をセット (<u>同一市町村内の方の請求書はセットしない</u>) Step 2 一番上に請求総括書をセット ②の場合 Step 1 市町村別請求書と当該市町村の方の予診票をセット (<u>同一市町村内の方の請求書もセットする</u>) Step 2 一番上に請求総括書をセット <請求書の提出> 毎月10日までに国保連に提出					
回答	(1) 「請求書（PDF）の出力」の欄に記載のある「医療機関所在地と同一市町村内の予診票の取扱いを確認」の箇所について、広島県内の取扱いは「②同一市町村内の請求も国保連で受け付ける地域」との認識でよい。 (2) 今後、住民向け接種が開始となり請求件数が増加することを踏まえ、例えば診療報酬の請求と同じように、電子システム上で請求を可能とするシステム等の構築はお考えか。						

質問	V-SYSで総括票・請求書を出す、パソコンが不得手な医療機関もあり、手書きに対応可能な請求書を作っていただきたい。
回答	全国から同様の質問・要望があるが、国保連会合の事務の関係から、V-SYSで作成したものしか認められないという回答であった。

質問	ワクチン接種費用の請求先について教えていただきたい。
回答	送付先は、広島県国民健康保険団体連合会 審査管理課 (〒730-8503

	広島市中区東白島町19番49号 国保会館）である。
--	---------------------------

質問	在宅患者に対して在宅でワクチン接種を行う際に、通常医療であれば訪問診療の診療報酬を請求するが、ワクチン接種の場合の訪問診療の診療報酬は保険請求可能か？
回答	※県医師会から中国四国厚生局への確認結果 往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定できるものであるため、現時点では算定可という解釈はない。

5. 職域接種について

質問	職域接種については、職域接種会場申請サイトに申請することになっているが、従業員 50 名未満の中小企業の場合など、その事業所が独自に医療機関に依頼してワクチン接種（ファイザー製）を受ける場合には、この申請は必要ないか？ また、接種券が届いていない場合には、接種券番号のない問診票を用いて接種し、後日、個人宛てに届いた接種券で請求するということでよいのか？
回答	一般接種として企業と医療機関が調整して接種を行うのであれば、職域接種には該当しないため、職域接種としての申請は不要である。 ファイザー社製のワクチン接種については接種順位に基づく接種になるため、接種券が届いていない状況は想定していない。空き枠やワクチンロス対策として接種する場合は、接種券がない状況で接種することも想定されるが、市町からその際の対応方針が示されている場合があるのでご留意いただきたい。